

認 可 地 縁 団 体 の

た め の 手 引 き

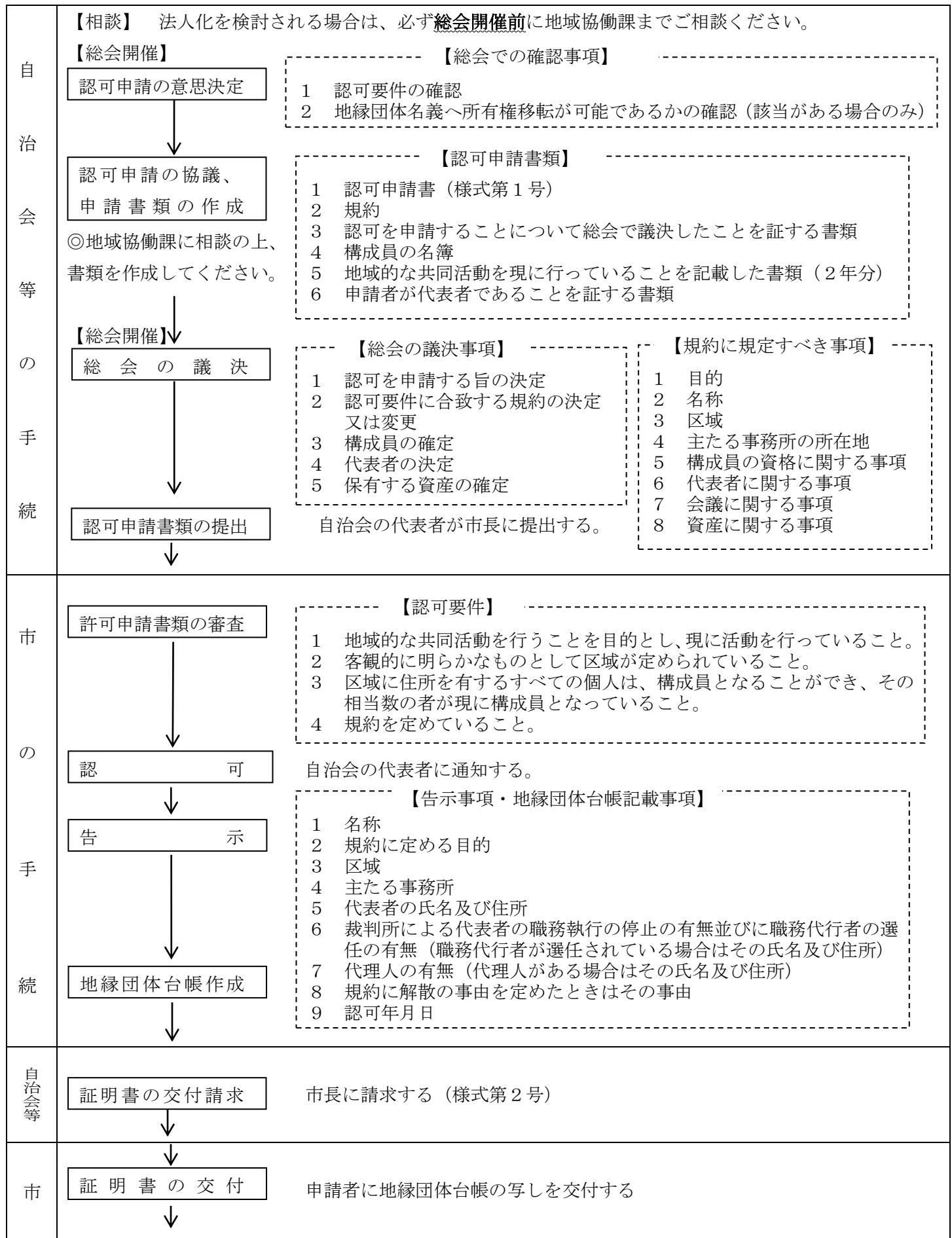
鈴 鹿 市

(令和 8 年 1 月)

目 次

* 認可手続フローチャート	1
* 認可地縁団体について (認可制度・地縁による団体とは・認可要件)	2
* 認可申請手続き (認可申請・認可)	3
* 認可後の主な諸手続 (証明書の交付・印鑑登録・不動産登記手続)	6
* 認可地縁団体の義務 (告示事項変更の届出・規約変更の申請・財産目録・構成員名簿)	7
* 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例 (不動産登記の特例とは・申請要件・申請の流れ)	8
* 各種税金関係	10
* その他留意事項	11
* 規約（例）	13
* 認可申請書（様式第1号）	23
* 構成員名簿（例）	24
* 代表者就任承諾書（例）	25
* 証明書交付請求書（様式第2号）	27
* 告示事項変更届出書（様式第3号）	29
* 規約変更認可申請書（様式第4号）	31
* 規約新旧対照表及び理由書（例）	32
* 議事録（例）	34
* 書面表決書（例）	36
* 委任状（例）	38
* 代理人の有無（例）	40
* 裁判所による代表者の職務執行停止等の有無（例）	42

認可手続フローチャート



■認可地縁団体について

【認可制度】

これまで、自治会等は、PTAや青年団などと同じく、法的には「権利能力なき社団」として位置づけられ、団体名義では不動産登記等ができませんでした。

しかし、全国で29万余あるといわれる自治会等には、不動産等の資産を保有している団体も多く、これらの自治会等では代表者名義などで不動産の登記等を行なわざるを得ない状態でした。しかし、こうした代表者名義などの登記は、名義人の転居や死亡などの場合の名義変更や相続などの問題や、名義人の債権者による不動産の差し押さえなどの財産上の問題が生じることがありました。

こうした問題に対処するために、地方自治法（以下「法」という）の一部を改正する法律（平成3年4月2日公布施行）において、自治会等が、現に不動産又は不動産等に関する権利等を保有しているか、保有する予定があることを認可の前提として、一定の手続きの下に法人格を取得できる規定（法第260条の2）が盛り込まれました。

さらに、令和3年1月26日施行の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第11次地方分権一括法）による地方自治法の改正により、不動産等の保有又は保有する予定の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために、法人格を取得することが可能になりました。

【地縁による団体とは】

法第260条の2において法人格付与の対象となるのは「地縁による団体」です。

地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されています。

したがって、自治会のように一定の区域に住所を有する者が、誰でも構成員となれる団体は、地縁による団体に含まれます。

これに対し、青年団、婦人会、老人会、スポーツ少年団、伝統芸能保存会などのように、性別や年齢などの条件が必要な団体や、活動の目的が特定されている団体は、地縁による団体には含まれません。

【認可要件】

地縁による団体が、市長の認可を受けるには、次の4つの要件が必要となります。

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。（「相当数」の判断は、一般的にその区域の住民の過半数を判断基準としています）

(4) 規約を定めていること。(法に定められた要件を満たす必要があります)

■認可申請手続き

【認可申請】

1 認可申請書（様式第1号）

認可の申請は、地縁による団体の代表者が、法施行規則第18条に定める認可申請書（様式第1号）に次の2～6の書類を添え、地域協働課へ提出してください。

また、認可申請を行なうことについて、地縁による団体の中でよく話し合い、申請検討段階から地域協働課と協議を行なってください。

2 規約

規約には、法第260条の2第3項に示された（1）目的、（2）名称、（3）区域、（4）主たる事務所の所在地、（5）構成員の資格に関する事項、（6）代表者に関する事項、（7）会議に関する事項、（8）資産に関する事項を定める必要があります。

（1）目的

「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨が、記載されていることが必要です。

目的は、権利能力の範囲を明確にする程度に、活動内容をできる限り具体的に定めてください。

（2）名称

特に制限はありません。

（3）区域

法律上「法人」として位置づけられるので、はつきりと明示する必要があります。

① 地縁による団体の構成員だけでなく、市内のその他の住民にとっても容易にその区域が認識できること。

② 地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によること。

《記載例》 ア 住居表示実施済の区域

鈴鹿市○○町全域及び○○町○丁目×番から×番までの区域

イ 住居表示未実施の区域

鈴鹿市○○町字△△全域及び字△×番地から×番地までの区域

（4）主たる事務所の所在地

集会所の所在地又は代表者の自宅いずれでも結構ですが、一般的には変更の必要がない集会所等の所在地を事務所としてください。

（5）構成員の資格に関する事項

区域に住所を有する個人が、全て地縁による団体の構成員となり得ること、及び正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを、必ず定める必要があります。

また、加入・脱退等の資格の得喪に係る手続事項等についても、定めてください。

(6) 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委任する事務等について定めてください。

法第260条の5から法第260条の10の規定に準じてください。

(7) 会議に関する事項

地縁による団体の通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項などを定めてください。

法第260条の13から法第260条の19の規定に準じてください。

(8) 資産に関する事項

資産の構成及び取得、処分等の管理方法などを定めてください。

資産は、流動資産・固定資産を問わず全ての資産をいいます。負債は含みません。

法第260条の4第1項の規定に準じてください。

3 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印したものが必要です。

なお、総会議事録の写しには、総会で決議された議案の写しを添付してください。

《総会議事録記載事項の例》

- ① 会議の招集年月日
- ② 会議の開催日時
- ③ 会議の開催場所
- ④ 総会員数〔構成員の現在数〕
- ⑤ 出席会員数〔会議に出席した構成員数（書面表決者及び表決委任者を含む。）〕
- ⑥ 議決事項
- ⑦ 議事の経過の概要及び議案別議決の結果
- ⑧ 議事録署名人の選任に関する事項

4 構成員の名簿

構成員全員の氏名及び住所を記載したものを提出してください。

地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する個人であり、区域に住所を有すること以外には年齢・性別・国籍等の条件は存在しません。

なお、区域内に住所を有する法人・組合等の団体は、構成員にはなれませんが、賛助会員等の位置づけによる参画は可能です。

5 地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（2年分）

総会に提出された年度事業報告書、収支決算書、事業計画書、収支予算書等の活動実績を示す書類などが必要です。

6 申請者が代表者であることを証する書類

(1) 申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び

議事録署名人の署名又は記名押印のあるものが必要です。

- (2) 申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写しで、申請者本人の署名又は記名押印のあるものが必要です。

7 裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について（任意）

民事保全法第24条（仮処分の方法）に基づき、裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任が行われた場合は、別紙様式（P40）の提出が必要です。

8 代理人の有無について（任意）

地方自治法第260条の8の代理人を立てる場合及び第260条の10の特別代理人がある場合は、別紙様式（P42）の提出が必要です。

※地方自治法第260条の8の代理人については、総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるものが必要です。

【認可】

申請書に添付された書類を審査し、法の要件を満たしていれば、市長が認可をすることになります。

認可によって当該の地縁による団体は認可地縁団体となります。

したがって、認可地縁団体は法務局へ法人登記をする必要はありません。

また、法人になると規約の目的の範囲内で権利を有し、義務を負うこととなります。

■認可後の主な諸手続

【証明書の交付】

認可地縁団体の証明書が必要な場合は、地方自治法第260条の2第12項で定めるところにより、証明書交付請求書（様式第2号）を提出し、証明書の交付を請求することができます。

【印鑑登録】

認可地縁団体は、鈴鹿市戸籍住民課の窓口で代表者の印鑑登録及び印鑑登録の証明を受けることができます。

（1）印鑑登録できる人

代表者及び代表者から委任を受けた代理人（地方自治法施行規則第19条第1項第1号トに規定する代理人）

（2）登録に必要なもの

代表者又は代表者から委任を受けた代理人個人の印鑑登録された印鑑

代理人申請の場合は代表者からの委任状

本人確認書類

登録する地縁による団体の代表者印（自治会長印、総代印等）

（3）登録できる印鑑

地縁による団体の代表者印（自治会長印、総代印等）

※自治会印及びゴム印、その他変形しやすい印は、登録できませんのでご注意ください。

※代表者が変更になった場合は、改めて登録する必要があります。

なお、詳しい手続きについては、戸籍住民課（Tel 382-9013）へお問い合わせください。

【不動産登記手続】

認可地縁団体の不動産登記手続は、一般の法人による不動産登記と同一であり、これまで代表者等の個人名義で登記していた地縁による団体保有の不動産を、認可地縁団体名義に所有権移転登記をする原因是「委任の終了」、移転の日付は市長の認可の日となります。

また、登記申請書に添付することが必要とされる認可地縁団体の住所証明書及び代表者の資格証明書は、市長の交付する証明書によることとなります。

なお、詳しい手続きや費用については、津地方法務局鈴鹿出張所（Tel 382-1171）へお問い合わせください。

■認可地縁団体の義務

【告示事項変更の届出】

地縁による団体が認可されると告示（この告示は、法人登記に代わるものです）されますが、この告示事項（P 1 フローチャート内参照）に変更が生じた場合には、届出が必要です。

この届出は、地縁による団体の代表者が、告示事項変更届出書（様式第3号）に、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて行ってください。

告示事項は、名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所、代表者の氏名及び住所、代理人の有無など地方自治法施行規則第19条に規定されている事項です。

《注》（1） 代表者の変更に伴う届出には、代表者を変更した総会の議事録の写し（議長及び議事録署名人が署名又は記名押印したもの）及び代表者の承諾書の写し（代表者本人が署名又は記名押印したもの）を添付してください。

（2） 告示事項の変更が、規約変更を伴う場合には、規約変更の認可後に改めて告示事項の変更を届け出してください。

（3） 代理人を委任、選任又は解任する場合は、告示事項の変更を届けてください。

【規約変更の申請】

規約を変更される場合は、次の書類をそろえて地域協働課へ提出してください。

- ①規約変更認可申請書（様式第4号）
- ②規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ③当該規約変更を総会で議決したことを証する書類（議長及び議事録署名人の署名又は記名押印した総会議事録の写し）を添付してください。
- ④改正前・後の規約全文

なお、規約変更をする場合は、事前（総会議決前）に地域協働課に相談してください。

【財産目録】

認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間、又は事業年度の終了時に財産目録を作成し、主たる事務所に備え置いてください。

【構成員名簿】

構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。

■認可地縁団体が所有する不動産登記の特例

【不動産登記の特例とは】

地方自治法の改正（平成27年4月1日施行）により「認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例」が創設され、認可地縁団体が所有する不動産のうち一定の要件を満たすものについて、市町村長が公告手続を経て証明書を発行することにより、認可地縁団体が単独で当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記の申請をすることを可能とする特例を設けました（地方自治法第260条の38および第260条の39関係）。

【申請要件】

- 1 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 2 当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
- 3 当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者が当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名簿人となっていること。
- 4 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名簿人の全部又は一部の所在が知れないこと。

【申請の流れ】

1 事前準備

- ①地縁団体名義にする不動産所有者の把握
- ②所在が判明している登記関係者から、特例制度を適用し地縁団体名義へ変更することについての同意取得。
- ③総会を開催し、次の事項について議決のうえ、議事録を作成。
 - ・特例制度の申請を行うことについて
 - ・申請不動産の所有に至った経緯等について

(認可申請時に提出した保有資産目録に申請不動産の記載がない場合)

2 公告申請書の提出

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書に、次の書類を添えて地域協働課に提出してください。

- ①所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- ②地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類（令和3年度の地方自治法改正前の規定により認可を受けた団体については、同法改正前に地方自治法施行規則に定められていた保有資産目録又は保有予定資産目録に申請不動産の記載がある場合、この書類に代えて、当該目録を用いることができる。）
- ③申請者が代表者であることを証する書類

④地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

3 公告

申請内容について、市が相当と認めるときは3か月間公告します。

4 異議申出書の提出

公告に基づき、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者が、申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、異議を述べる場合は、申請不動産の登記移転等に係る異議申出書に、次の書類を添えて地域協働課に提出してください。

- ①申請不動産の登記事項証明書
- ②住民票の写し
- ③その他の市長が必要と認める書類

5 異議の申出があった場合

公告をした結果、異議の申出があった場合は、公告結果（異議申出あり）通知書を申請団体へ交付します。これにより、特例手続は中止されます。

6 異議の申出がなかった場合

公告をした結果、異議の申出がなかった場合は、異議がなかった旨を証する書類を申請団体へ交付します。

7 登記手続き

異議がなかった旨を証する書類の交付を受け、法務局にて申請不動産の所有権の保存又は移転の登記手続を行ないます。

■各種税金関係

各種税金関係については、認可（権利能力取得）の前後で同一とするために、法第260条の2第16項、第17項及び法附則第6条の規定が設けられています。具体的な内容については、下表を参照してください。

この結果、認可前の地縁による団体が保有する不動産を、認可後の地縁による団体の所有名義とする際（無償譲渡による）に、認可後の地縁による団体に発生する譲渡所得については課税されないこととなります。また、地縁による団体は、営利活動を目的とするものではないものの、地域的な共同活動に資するため収益事業を行うことが可能ですが、この収益事業に対しては、認可前と同様に法人税等の課税関係が生じます。なお、課税関係については設立の届出が必要となり、個々のケースで判断の必要な場合がありますので、次の各機関へお問い合わせください。

《地縁による団体の課税関係》

税目	認可前の団体	認可後の団体	お問い合わせ先
国税	法人税（法人臨時特別税を含む。）	人格なき社団として収益事業のみ課税	鈴鹿税務署 Tel 382-0351
	(税率)	普通法人と同じ	
	(寄付金損金不参入)	普通法人と同じ	
	消費税	人格なき社団として消費税法別表第三の法人と同じ扱い	
	登録免許税		
県税	法人県民税	収益事業がある場合、人格なき社団として均等割と収益事業に課税 収益事業等がない場合、認可地縁団体として減免措置がある	鈴鹿県税事務所 Tel 382-8661
	法人事業税	同上	
市税	法人市民税	同上	鈴鹿市総務部市民税課 Tel 382-9446
	固定資産税	評価額で課税（用途により減免措置あり）	鈴鹿市総務部資産税課 Tel 382-9007

■その他留意事項

その他、次の事項に留意してください。

- 1 認可地縁団体は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするもので、営利活動等（営利活動、農林水産業に関する活動及び森林の経営・管理・保全又は入会林野若しくは旧慣習林野の管理・利用に関する活動をいう）を行うことを目的とするものではありません。
- 2 認可地縁団体が、仮に本来の活動に付随して営利活動等を行う場合においても、規約に定める目的を達成するために必要な限りにおいて行うものとし、地域における農林水産業者等の事業活動に支障を及ぼさないものとします。
- 3 認可地縁団体は、その活動を行うに当たっては地域における公共団体等の活動を尊重し、これらとできる限り連携を図ることに努めることとします。
- 4 認可地縁団体の区域は、当該団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。（法第260条の2第4項）
※ この「相当の期間」とは、地域の実情に即して判断されるべきですが、一般的には認可申請を行う地縁による団体が、当該区域において安定的に存続していると認められる期間をいいます。
- 5 市長の認可は、当該認可地縁団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。（法第260条の2第6項）
※ 地縁による団体は、認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であり、法律上も公法人とはされていないので、これが市に準ずるもの、あるいは市の組織の一部をなすものではないことを確認的に示しています。
- 6 区域に住所を有するすべての個人が、地縁による団体の構成員となり得ることを認可の要件としており、認可地縁団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。（法第260条の2第7項）
※ この「正当な理由」とは、その者の加入によって、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする当該地縁による団体の目的及び活動が、著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上も、また、法第260条の2第2項第3号の規定の趣旨からも客観的に妥当と認められる理由がある場合をいいます。
- 7 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。（法第260条の2第9項）
※ これは、認可地縁団体が、特定の政党の後援団体にならないようにすることであり、地縁による団体本来の目的の達成を阻害されることのないよう設けられた規定です。

したがって、構成員各個人に対してその政党支持を規制するものではもとよりなく、また、団体として政治家個人の政治活動を地縁による団体の目的の範囲内において支持することを禁止する趣旨のものでもありません。

- 8 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならぬ。(法第260条の13)
- 9 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。(法第260条の4第1項)
- 10 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。(法第260条の4第2項)
- 11 認可地縁団体は、公益を目的とする団体であることから、その剰余金を分配すること、及び剰余金の分配と認められる資産の処分は適当ではないとされています。

○○自治会規約（例）

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

地縁による団体の目的は、スポーツや芸術などの特定活動だけでなく、広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。

(名称)

第2条 本会は、○○自治会（以下「本会」という。）と称する。

地方自治法上、名称についての制限はありませんが、他の法律に抵触しないことにご留意ください。

(区域)

第3条 本会の区域は、別表に定める区域とする。

客観的に明らかなものとして定められる必要があるため、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが必要です。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、三重県鈴鹿市 町 番地の に置く。

主たる事務所の所在地が、地縁による団体の住所となります。「主たる事務所は、会長宅に置く。」とすることも可能です。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

会員の条件には、区域に住所を有すること以外の事項（年齢、性別、国籍等による制限等）を設けることはできません。なお、法人や団体は構成員にはなれませんが、賛助会員（表決権はなし）とすることは可能です。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

細則等に定めることも可能ですが、重要事項になりますので、総会において決するものと定める必要があります。ただし、規約の改正は総会での決議及び市の認可が必要となりますので、年1回の総会で年度毎に定めることが適当です。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

入会申込書は会長に提出することとしていますが、団体として確実に受理できる方法で提出を求めることが適当です。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

退会について、本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることはできません。

第3章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 (自治会長) 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) 会計 ○人
- (4) 書記 ○人
- (5) 監事 ○人

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事は、会長、副会長及びその他の役員と、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 書記は、会議の記録を記入し会員に伝達する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務執行について、法令若しくは、規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

地方自治法において「認可地縁団体には、1人の代表者を置かなければならない」と規定されており、監事についても1人又は複数人置くことが適当です。また、会長に事故等があった場合に備え、副会長を置くことが望ましいです。なお、そのほか役員を置く場合は、その職務を規約の中で明らかにしておくことが適当です。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

任期は、法律上特に規定はありませんが、団体としての一貫性確保の観点からも最低でも1年以上とすることが望ましいです。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の審議事項)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を審議し、議決する。

総会は、地縁による団体の運営事項のうち規約において役員会に委任したもの以外の全ての事項について議決でき、規約の改正など法律上総会の専権事項とされているものについては規約をもってしても他に委任することはできないものです。

なお、総会で議決すべき重要事項に、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認、認可地縁団体の活動上重要な資産の処分等が含まれることは当然といえます。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

総会は、少なくとも毎年1回は開催する必要があります。また、毎年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行

うために、通常総会を年度終了後 3 か月以内に開催する必要があります。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

臨時総会の開催の請求があった場合は、請求のあった日から適切な期間内に招集する必要があります。また、総会の招集通知は総会の日より少なくとも 5 日前までに通知しなければなりません。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々 1 個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

地方自治法の改正に伴い、令和 3 年 9 月 1 日より電磁的方法での表決が可能となりました。こうした方法を認めるには、規約での規定又は総会での決議が必要です。

なお、電磁的方法とは、電子メールなどによる送信、Web サイト、アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法などが考えられます。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

総会の定足数及び議決に要する会員数については、法律上の規定はありませんが、例のように定めることが適当です。なお、認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることとなっているため、世帯でとらえることはできません。したがって、会員は各々1個の表决権を有することとなります。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明するため、議事録の作成が必要です。規約変更等の申請時に必要となることから、例のとおり、議事録を作成する必要があることを規約に定めておくことが必要です。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、役員をもって構成する。ただし、監事役員は出席できるが、表決権はない。

(役員会の審議事項)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には難しいため、役員会において実務執行に関する事項等を決定することが適当と考えられます。総会に付議す

べき事項の決定もその役割に一つですが、会員への説明責任を伴うため注意が必要です。

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から15日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

最高意志決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが団体の運営上適当です。なお、監事は表決権を有しませんが、役員会に出席できることとすることは可能です。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うとすることが適當ですが、不動産等の会の活動上重要な固定資産の処分には総会の議決を要することと定める必要があります。また、この場合当該処分には剰余金の分配と認められる資産の処分を含めることはできませんので留意する必要があります。

また、資産の管理は会長が行いますが、日常の出納事務は、役員として「会計」を設けた場合は、「会計」が出納そのほか会計事務を行うこととなります。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

事業計画・事業報告及び予算・決算は重要事項のため、総会の議決又は承認が必要となります。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、○月○日に終わる。

会計年度の定め方については、特に制限はありません。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、鈴鹿市長の認可を受けなければ変更することはできない。

規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができます。

また、規約の変更は、市町村長の認可を受ける必要があります。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。

認可地縁団体の解散は①破産、②認可の取消し、③総会員の4分の3以上の同意による総会の決議、④構成員の欠亡の場合にすることとなります。なお、例以外に他の解散事由を規約に定めることも可能です。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

認可地縁団体又は類似の目的を持つ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当です。営利団体への寄付や会員への分配は適当ではありません。

第8章 雜則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

財産目録等の書類は主たる事務所に備え置くこととしていますが、会員名簿については、個人情報保護の観点から、適切な場所に備え置き、必要に応じて使用できるよう管理をしてください。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

規約施行上の細則を定める者は、役員会でも会長でもよいですが、必ず委任することについて総会の議決を経る必要があります。

附 則

- 1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 ○〇〇〇〇〇規約（昭和〇年〇月〇日施行）は、廃止する。
- 3 この規約の施行期日における役員は、この規約の定めにかかわらず、その任期は、令和〇年〇月〇日までとする。
- 4 この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。

規約の施行日は市の認可日となるため、申請時は空欄にし、認可後に日付を記載してください。また、施行日の記載に代えて、「鈴鹿市の認可日から施行する。」とすることも可能です。

規約第3条 別表

〇〇町字〇〇425、市道〇〇7号線、市道〇〇4号線、市道〇〇9号線、〇〇町字〇〇1140-3、1110、1107-4、1107-1、1107-7、市道〇〇12号線、〇〇町字〇〇453-5、453-6、453-7、市道〇〇1号線、国道〇号線を結ぶ区域〇〇町字〇〇430-7、2564-5、2568-1を加えた区域から〇〇町字〇〇18-1、18-2を除いた区域とする。

年　　月　　日

(宛先) 鈴鹿市長

認可を受けようとする地縁による団体の名称
及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 鈴鹿市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 鈴鹿市

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好的な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

○○自治会構成員名簿（例）

年 月 日現在

番号	氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

承 諾 書 (例)

自治会 御中

私は、 年 月 日に開催された令和 年度 自治会通常総会

において、 自治会の代表者に選任されましたので、代表者になることを

承諾いたします。

年 月 日

住 所 鈴鹿市

氏 名 印

承 諾 書 (例)

記載例

〇〇自治会 御中

私は、〇〇年〇月〇日に開催された 令和〇〇年度 〇〇 自治会通常総会

において、〇〇 自治会の代表者に選任されましたので、代表者になることを
承諾いたします。

〇〇年〇月〇日

住 所 鈴鹿市 〇〇 町 1番 2号

氏 名 新 代 表 者 名 印

署名又は記名押印（個人印）

様式第2号（第21条関係）

年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

氏名

住所

証明書交付請求書

地方自治法第260条の2第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

1 請求に係る団体の名称

2 請求に係る団体の主たる事務所の所在地

3 証明書交付請求数 通

記載例

様式第2号（第21条関係）

年　月　日

(宛先) 鈴鹿市長

氏名

住所

証明書交付請求書

地方自治法第260条の2第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

1 請求に係る団体の名称

○○自治会

2 請求に係る団体の主たる事務所の所在地

事務所（集会所）の住所（中には自治会長宅とされている自治会もあります）

3 証明書交付請求数 1 通

様式第3号（第20条関係）

年　　月　　日

(宛先) 鈴鹿市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、
告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

記載例

年　月　日

(宛先) 鈴鹿市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の
所在地

名 称
所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名 新 代 表 者
住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があるので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

旧代表者名 鈴鹿市〇〇町 番地 退任
新代表者名 鈴鹿市〇〇町 番地 就任

2 変更の年月日

〇〇年3月31日 退任
〇〇年4月1日 就任

3 変更の理由

任期満了に伴う交代

様式第4号（第22条関係）

年　　月　　日

(宛先) 鈴鹿市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の
所在地

名 称
所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名
住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて
申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

自治会規約 新旧対照表及び理由書（例）

■変更点の新旧対照表（下線部が変更点）

新	旧

■改正理由

〇〇自治会規約 新旧対照表及び理由書（例）

記載例

■変更点の新旧対照表（下線部が変更点）

新	旧
(事務所) 第〇条 本会の主たる事務所は、 <u>自治会長宅</u> に置く。	(事務所) 第〇条 本会の主たる事務所は、 <u>鈴鹿市〇〇町〇〇番地</u> の〇に置く。
附則 1 この規約は令和〇年〇月〇日から施行する。	附則 1 この規約は令和〇年〇月〇日から施行する。 2 <u>この規約は、令和〇年〇月〇日から一部改正し施行する。</u>

変更後の規約の施行日は、「市長の認可日」になりますので、空欄にしてください。
実際の日付は、手続き後に認可指令書で確認のうえ、記入してください。

■改正理由

事務所を、自治会長宅から〇〇集会所に移転するため。

年度　　自治会総会　議事録（例）

- 1 開催日時及び場所
- 2 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- 3 議長の選出
- 4 開催目的、議決事項
- 5 議事の経過の概要及び議案別議決の結果
- 6 議事録署名人の選出

以上の議事録は、総会議事内容に相違ないことを証明する。

（署名又は記名押印）

令和　　年　　月　　日

議　　長　　_____　　印

議事録署名人　_____　　印

議事録署名人　_____　　印

1 開催日時及び場所

日時 令和〇年〇月〇日 〇時から〇時
場所 ○○○集会所

総会員数は、「世帯数」ではなく、
「構成員個人の人数」です。

2 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

総会員数 150 人

出席者数 150 人（書面表決者 100 人、表決委任者 30 人を含む）

規約〇条〇項のとおり、総会定員数を満たし、総会が成立した。

規約に定める定足数に留意してください。

3 議長の選出

会長が議長に△△ △△氏を選出し、異議なく承認された。

4 開催目的、議決事項

第〇号議案 ○○○○○について

5 議事の経過の概要及び議案別議決の結果

第〇号議案について

提案説明 (○○会長)

(内容)

質問 (○○氏)

回答 (○○会長)

議決 第〇号議案は、原案どおり賛成多数で承認可決された。

「説明」「質問」「回答」「議決」等
議事の経過及び結果を記載してく
ださい。

6 議事録署名人の選出

議長が議事録署名人に□□ □□氏と×× ××氏を指名し、異議なく承認された。

以上の議事録は、総会議事内容に相違ないことを証明する。

(署名又は記名押印)

令和〇年〇月〇日

議長	△△ △△	印
議事録署名人	□□ □□	印
議事録署名人	×× ××	印

書面表決書（例）

自治会 令和 年度 定期総会の各議案について、下記のとおり表決します。

年 月 日

書面表決者

住所 _____

氏名 _____ 印

_____ 印

_____ 印

_____ 印

議長及び議事録署名人の選出について※1

	氏名	承認する	承認しない
議長			
議事録署名人			
議事録署名人			

議事について

議案番号	議案名	賛成	反対
1			
2			
3			

【意見】（※御意見がありましたらお書きください。）

※1 規約の定めに基づき議事録を作成し署名を行う必要があるため、議長及び議事録署名人について承認・不承認の意思表示をお願いします。

書面表決書（例）

記載例

○○自治会 令和○年度 定期総会の各議案について、下記のとおり表決します。

令和○年○月○日

書面表決者

住所 鈴鹿市○○町○番○号

氏名 △△ △△ 印

□□ □□ 印

×× ×× 印

◇◇ ◇◇ 印

認可地縁団体の会員は個人単位です。世帯に属し、書面表決を行う会員全員が署名又は記名押印を行ってください。

票数の合計を記入してください。

【上記4名が書面表決を行う場合】

議長及び議事録署名人の選出について※1

	氏名	承認する	承認しない
議長	○○ ○○	4	0
議事録署名人	○○ ○○	3	1
議事録署名人	○○ ○○	4	0

議事について

議案番号	議案名	賛成	反対
1	○○○について	4	0
2			
3			

【意見】（※御意見がありましたらお書きください。）

※1 規約の定めに基づき議事録を作成し署名を行う必要があるため、議長及び議事録署名人について承認・不承認の意思表示をお願いします。

委 任 状 (例)

年 月 日

自治会
総会議長 様

私は下記の者を代理人と定め、令和 年度 自治会総会議案に関する事項を委任いたします。

記

【代理人】

住所 _____

氏名 _____

【委任者】

住所 _____

氏名 _____ 印

委任状(例)

記載例

○年○月○日

〇〇〇自治会
総会議長様

私は下記の者を代理人と定め、令和〇年度〇〇〇自治会総会議案に関する事項を委任いたします。

記

【代理人】

住所 鈴鹿市〇〇町〇番〇号

氏名 △△ △△

【委任者】

世帯に属する複数人が、同一の代理人に表決を委任する場合、氏名欄を追加し、複数人分をまとめて1枚の委任状に記載することも可能です。

住所 鈴鹿市〇〇町〇番〇号

氏名 □□ □□ ㊞

署名又は記名押印

裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について

年 月 日

名 称 _____

代表者名 _____

1. 裁判所による代表者の職務執行停止の有無 (有 ・ 無)

2. 裁判所による代表者の職務代行者の有無 (有 ・ 無)

有りの場合

職務代行者 氏名 _____

住所 _____

※ 裁判所からの職務執行停止並びに職務代行者選任された書面の写しを添付してください。

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条(仮処分の方法)により、仮処分命令の申立ての目的を達成するために行う処分です。

参考：民事保全法

第24条 裁判所は、仮処分命令の申立ての目的を達するため、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、又は保管人に目的物を保管させる処分その他の必要な処分をすることができる。

裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について

記載例

〇年〇月〇日

名 称 ○○○自治会

代表者名 △△ △△

1. 裁判所による代表者の職務執行停止の有無 (有) • 無)

民事保全法に基づく、裁判所による処分があれば、ご記入ください。

2. 裁判所による代表者の職務代行者の有無 (有) • 無)

有りの場合

職務代行者 氏名 _____

住所 _____

※ 裁判所からの職務執行停止並びに職務代行者選任された書面の写しを添付してください。

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条(仮処分の方法)により、仮処分命令の申立ての目的を達成するために行う処分です。

参考：民事保全法

第24条 裁判所は、仮処分命令の申立ての目的を達するため、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、又は保管人に目的物を保管させる処分その他の必要な処分をすることができる。

代理人の有無について

年　月　日

名　　称 _____

代表者名 _____

1. 代理人の有無

(1) 有 有りの場合
代理人 氏名 _____

住所 _____

(2) 無

※「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び地方自治法第260条の10の特別代理人をいいます。

※裁判所から仮代表又は特別代理人として選任された場合は、書面の写しを添付してください。

参考：地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生じるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

代理人の有無について（例）

記載例

○年○月○日

名 称 〇〇〇自治会

代表者名 △△ △△

1. 代理人の有無

(1) 有

有りの場合

代理人

氏名

住所

(2) 無

代理人等がいる場合はご記入ください。

※「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び地方自治法第260条の10の特別代理人をいいます。

※裁判所から仮代表又は特別代理人として選任された場合は、書面の写しを添付してください。

参考：地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生じるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。